

年 月 日

## 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書

## 再下請負通知書(変更届)

直近上位の  
注文者名 株式会社 設備保守センター 【報告下請負業者】現場代理人名 殿 住 所 TEL  
(所長名) FAX

元請名称 株式会社 設備保守センター 会社名 代表者名 (印)

## 《自社に関する事項》

工事名称及 び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定	第 号	年 月 日

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		※専門技術者名	
※主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
資格内容		担当工事内容	

健康保険 等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険			厚生年金			雇用保険		
		加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外
		事業所の名称	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	厚生年金保険		雇用保険

- (記入要領)
- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
  - 再下請負契約がある場合は、「再下請負関係」欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(金額記載)の写し全ての階層について提出する。なお、再下請がある場合は、「再下請負関係」欄をコピーして使用する。  
 ①請負契約書、(注文書・請書等)  
 ②請負契約款
  - 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式第1号-乙に準じて下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
  - この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
  - 建設業保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名			代表者名			
住所 電話番号	(TEL)					
工事名称 及び 工事内容						
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日			
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日			
	工事業 大臣 特定	第 号	年 月 日	年 月 日		
	工事業 大臣 特定	第 号	年 月 日	年 月 日		
現場代理人名						
権限及び 意見申出方法						
※主任技術者名	専任 非専任					
資格内容						
※登録基幹技能者 名・種類						
保険加入の 有無	健康保険	厚生年金		雇用保険		
健康保険 等の 加入状況 事業所 整理記号等	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外
	宮業所の名称	健康保険		厚生年金保険		雇用保険

を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。  
 なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

※【主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領】

- 主任技術者の配属状況について【専任・非専任】のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門者術者を兼ねることができる。) 技能複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
 

①経験年数による場合	②資格等による場合
1) 大学卒〔指定学科〕 (短大・高専卒業者を含む。)	1) 建設業法「技術検定」
2) 高校卒〔指定学科〕 3) その他	2) 建築士法「建築士試験」 3) 技術士法「技術士試験」 4) 電気工事士法「電気工事士試験」 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」 6) 消防法「消防設備士試験」 7) 職業能力開発促進法「技能検定」